保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

帯広市立栄小学校　令和４年（2022 年）年２月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？　考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

帯広市立栄小学校 いじめ防止基本方針 （概要） 全文は学校 HP を 御覧下さい。	**基本的な考え方** １．いじめを生まない・許さない学校づくり ２．児童をいじめから守り通し，いじめ解決に向けた行動を促す ３．教員の指導力向上と組織的対応への取組 ４．保護者・地域・関係機関との連携
帯広市立栄小学校 校内特別支援教育委員会（学校における いじめ防止等の対策 のための組織）の役 割や活動	**組織の構成員** 校長・教頭・特別支援教育コーディネーター・指導部担当・養護教諭・関係学級担任・特別支援学級担当ほか、必要に応じて教育委員会・専門機関（SSW、SC など）・エリアファミリーを活用異校種関係者等も参加し、学期１回もしくは必要に応じて随時開催。 ○ 年間計画・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（ＰＤＣＡサイクル） ○ いじめの相談・通報の窓口　○ いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有 ○ いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定 ○ 保護者との連携　　○ 市教委の判断によっては重大事態の調査を実施
本校の いじめ防止 プログラムの活動	**未然防止** ○いじめに関する授業や職員研修の実施　○一人一人の児童が成就感や充実感・所属意識をもてる学級経営　○「いじめ・非行防止サミット」　○生徒指導交流会(5月、１１月) **早期発見・早期対応** ○SC、SSW の積極的活用と周知　○いじめアンケートの実施（6月･10月･2月） ○管理職による日常的な校内巡回　○休み時間等における教員の校内巡回 ○保護者会等にていじめについて共通理解

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和４年度の帯広市立栄小学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先　０１５５-３６-４８７３（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電　話）	011-612-5030	祝日･年末年始を除く平日 9～12 時　12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
十勝教育局教育相談電話　（電　話）	０１５５-２３-４９５０	

子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ